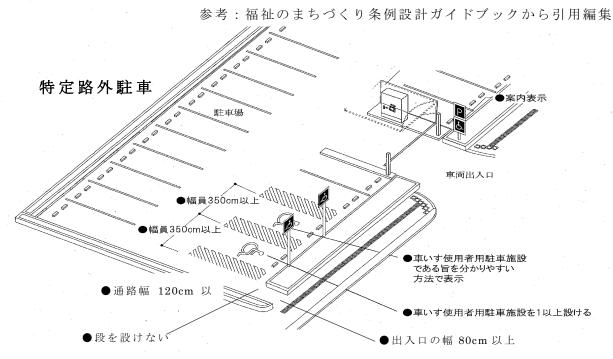
6 特定路外駐車場の構造及び設備の基準

(1) 特定路外駐車場の構造

特定路外駐車場には、車いす使用者用駐車施設を1以上設けなければ なりません。

また、車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路にしなければなりません。なお、当該経路のことを「(路外駐車場)移動等円滑化経路」といいます。

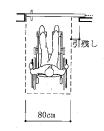


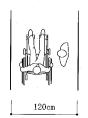
① 車いす使用者用駐車施設の構造

- ア 幅は350cm以上でなければなりません。
- イ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設 の表示をしなければなりません。
- ウ ②の経路ができるだけ短くなる位置に設けなければなりません。

② 移動等円滑化経路の構造

- ア 段を設けることはできません (傾斜路を併設する場合を除く)。
- イ 出入口の幅は、車いす使用者が通過できる よう、80cm以上でなければなりません。
- ウ 通路の幅は、車いす使用者と横向きの人が すれ違えるよう、120cm以上でなければ なりません。





車いす使用者が通 過できる寸法

車いす使用者と横 向きの人がすれ違 える寸法

参考:福祉のまちづくり条例設計ガイドブックから引用

- 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けなければな りません。
- オ 傾斜路を設ける場合は、⑦~呂を満たさなければなりません。
 - 段に代えて設置する場合は、当該傾斜路で車いす使用者と横向き の人がすれ違えるよう、幅が120cm以上でなければなりません。 また、段に併設する場合は、当該傾斜路を車いす使用者が通過し やすいよう、幅が90cm以上でなければなりません。
 - ⑦ 勾配は、12分の1を超えない範囲でなければなりません(高さ が16 c m以下のものの場合は、8分の1を超えない範囲)。
 - ⑤ 高さが75cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える場合は、 車いす使用者が回転できるよう、踏幅が150cm以上の踊場を、 高さ75cm以内ごとに設けなければなりません。
 - 勾配が12分の1を超える場合、又は高さが16cmを 超え、かつ、勾配が20分の1を超える場合は、 当該傾斜部分に手すりを設けなければなりません。

1/8 16cm 150cm 128cm 1/12 | 150cm 150cm 900cm 車いす使用者が回転で 1/15 きる通路寸法 150cm 150cm 1/20 75cm 150cm 150cm 1,500cm

傾斜路のこう配

参考:福祉のまちづくり条例設計ガイドブックから引用

高さ75cm以内ごとに踊場を設ける。

(2) 特殊の装置

予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大 臣が当該装置により(1)の構造又は設備と同等以上の能力があると認める場 合は、(1)は適用されません。